

役員退職給与の 課税問題

会社の役員に対する経済的利益の供与（役員に対する貸付金の免除など）は、一義的に給与とされ、それが退職を起因とするものであれば役員退職給与として法人税や源泉所得税の課税問題が生じてきます。

(1) 基本的考え方

法人税法や所得税法では、役員または使用人に対して、債務の免除による利益やその他の経済的利益を供与した場合には、給与課税されることになっています。さらに、その経済的利益の供与が退職に伴って行なわれた場合には、法人税では退職給与として取り扱われ、所得税では退職所得として取り扱われます。

(2) 法人税法上の扱い

役員に支給する退職給与の額のうち、当該事業年度において損金経理をしなかった金額及び

損金経理をした金額で不相当に高額な部分の金額が損金の額に算入されないことになっています。この場合の「相当な金額」という表現は、一般に「不確定概念」といわれ、その具体的金額の算定は悩ましいところです。一般的には、その役員はその会社の業務に従事した期間、その退職の事情、その会社と同様の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らして判断されるところです。

(3) 所得税法の扱い

退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与が退職所得として取り扱われます。なお、会社が退職手当等を支給する際、その退職手当等について所得税等を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければなりません。

最後に、税法上の役員退職給与及び退職所得に対する取扱いは、常にその実質に基づいて行なわれますので充分注意して下さい。

ナマの税務相談室

Q いつも確定申告で母が御世話になっています。その母の所有する賃貸マンションの裏の駐車場敷地、名義は父です。その駐車場を父が元日に贈与する。権利書も同日渡すとのことですが。

A 確かKさんはサラリーマン、駐車場経営も受贈後は、やるわけですね。父上の不動産所得でしたね。

Q そうです。もともと私と家内が面倒をみていました。200㎡ほどの土地、12台可能な駐車場です。

A Kさん、あの駐車場は青空駐車場ですから、自用地評価されますが、評価してみましたか。

Q 先生、私はあの駐車場は20年以上近隣の人の駐車場として父が貸付け、不動産所得も申告しています。自用地より安くならないかと思って。

駐車場敷地を父が 元日に贈与してくれる

A Kさん、貸宅地とは異なります。昨年の路線価図では30万円ですから200㎡で6,000万円ですが、父上は一般の贈与税ではなく、精算課税を選択しなさいと申されていますか。税負担もありますし。

Q 私も精算課税贈与の実行をと。父もその積もりかと。

A 条件は揃っているようですので、単純に精算課税による贈与税を計算してみます。6,000万円から特別控除の2,500万円を引いて3,500万円、その20%700万円が贈与税です。納税と申告は来年2月1日から3月15日までです。

Q 納税対策としては、延納も視野に入れています。手続等はよろしく願います。

A 判りました。土地の評価は本年7月末でないと本年の路線価が発表されませんので、具体的には判りませんが、まず、据え置きか、微変動に止まると思います。

ナマの税務相談室